主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人和島岩吉、同伊多波重義、同谷口稔、同山元康市連名の上告趣意第一点は、憲法三一条、三九条違反をいうが、原判文を些細に検討すれば、原判決は、所論の点につき、本件起訴にかかる犯罪事実の情状として認定し、量刑の資料としているにすぎないことが認められるから、所論違憲の主張は前提を欠き、同第二点は、判例違反をいうが、所論引用の判例は、本件と事案を異にして適切でなく、同第三点は、事実誤認、単なる訴訟法違反の主張であり、同第四点は、量刑不当の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四四年一〇月一五日

最高裁判所第二小法廷

介	之	浅	鹿	草	裁判長裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官